

しゅっさん こそだ
出産・子育て・
きょういく
教育


こそだ
子育てのサポート

にんしん しゅっさん いくじ
妊娠・出産・育児



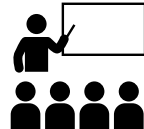
p2

こそだ しえん
子育て支援サービス




p4

こそだ
子育てセミナー



p10



ほいくえんどう
保育園等

こどもえん
子ども園

ようちえん
幼稚園

p11

p11

p12



しょうがっこう ちゅうがっこう
小学校・中学校

ぎむ きょういく いこう
義務教育以降の
教育


p12

p13

じどうかん じどう
児童館・児童コーナー・
がくどう
学童クラブ



p13



がっこう
学校での
にほんごがくしゅう
日本語学習

ちいき
地域での
にほんごがくしゅう
日本語学習

p14

p15

この冊子は分野別に
8種類あります

①緊急時や災害に備えて
⑤出産・子育て・教育

②住所の手続き・税金
⑥暮らし

③保険・健康管理・福祉
⑦余暇

④仕事・在留資格
⑧便利情報

この冊子の記載内容についての問い合わせは、最終ページに記載の外国人相談窓口へ。本文に記載されている担当部署や電話番号に問い合わせる場合は、特に表記がない限り、必ず、日本語で問い合わせるか、日本語のわかる方を介してください。なお、本紙の掲載内容は変更される場合があります。

ホームページでも
掲載しています



にんしん しゅっさん いくじ 妊娠・出産・育児

ほ しけんこう てちょう こうふ 母子健康手帳の交付

うしごめ ほけん
牛込保健センター

☎ 03-3260-6231

よつや ほけん
四谷保健センター

☎ 03-3351-5161

ひがししんじゅく ほけん
東新宿保健センター

☎ 03-3200-1026

おちあい ほけん
落合保健センター

☎ 03-3952-7161

けんこう づくり 健康づくり推進係
健康づくり課 健康づくり推進係

☎ 03-5273-3047

にんしん
妊娠がわかったら、なるべく早くに妊娠届を保健センター、健康づくり課健康づくり推進係、特別出張所のいずれかに提出してください。

にんしん かた にんしん しゅっさん けい か こ
妊娠した方に、妊娠・出産の経過、子どもの発育状況、健康診査、予防接種などを記録する「母子健康手帳」を交付します。

また、妊娠・出産・育児に関する手引書や妊婦健康診査受診票などが入った「母と子の保健バッグ」をお渡しします（住民登録のある方のみ）。

○ 対象者

にんしん かた げんそく しんじゅくく しゅうみんどうろく
妊娠した方（原則として新宿区に住民登録のある方）

○ 申込方法

まどぐち わた にんしんとけい ていしゅつ
窓口でお渡しする妊娠届を提出。

○ 届出先

ほけん けんこう けんこう づくり 健康づくり推進係
保健センター、健康づくり課健康づくり推進係、特別出張所

※ 詳しくは上記へお問い合わせください。

※ 健康づくり課、保健センターでは、母子健康手帳の外国語版（韓国語、中国語、スペイン語、タガログ語、英語、ポルトガル語、タイ語、インドネシア語、ベトナム語）をお渡ししています。韓

こくご ちゅうごくご えいごばん とくべつしゅつちょうじょ
国語、中国語、英語版は特別出張所にもあります。
ご希望の方は手帳交付時に申し出てください。

しゅっさん こそだ おうえん じぎょう 出産・子育て応援事業 (ゆりかご・しんじゅく)

かく ほけん
各保健センター

けんこう づくり 健康づくり推進係
健康づくり課 健康づくり推進係

にんぶ かた にんしんちゅう こそだ き あんしん す
妊婦の方が妊娠中から子育て期まで安心して過ごせるよう応援するために、保健師等の専門職が面談し、妊娠中や産後の情報を紹介しています。保健センター・健康づくり課健康づくり推進係で妊娠届を出した方は、その場で面談を受けることができます。特別出張所で届出した方は、母子健康手帳を持って保健センター・健康づくり課健康づくり推進係に来てください。専門職と面談した妊婦の方には、後日、妊娠・出産・子育てを応援する品（1万円相当）をお送りします。

にんしんちゅう しんじゅくく てんにゅう かた めんだん たいしゅう
妊娠中に新宿区に転入した方も、面談の対象になります。

ははおやがっきゅう りょうしんがっきゅう 母親学級・両親学級

かく ほけん
各保健センター

にんしん しゅっさん いくじ にんしんちゅう かた
妊娠・出産・育児について、妊娠中の方やこれから父親になる方を対象に講座を開催します。

○ 申込方法

ははおやがっきゅう ちよくせつかいじょう ほけん てんわ
母親学級は、直接会場の保健センターに電話で予約してください。両親学級は、委託事業者にお問い合わせください。

ははじめまして赤ちゃん応援教室

かく ほけん
各保健センター

にんぶ さんぶ たいしゅう こそだ
妊婦と産婦を対象に、子育てについてグループワークや助産師・保健師などによる相談・助言、子育て情報の提供などを行います。

ちよくせつかいじょう ほけん でんわ よやく
 直接会場の保健センターに電話で予約してくだ
 さい。

■ 出生届

戸籍住民課 戸籍係

う まれてから 14 日以内に、生まれた場所か届
 でん げんじゅうしょ やくしょ ちち はは とど で
 出人の現住所の役所に、父または母が届け出てく
 ださい。

また、次の届出も忘れないでください。

- ・ 出生後 30 日以内に東京出入国在留管理局で在
 留資格の取得許可申請
 - ・ 本国関係の手続き（旅券の申請など）
- ※ 両親またはどちらか一方が特別永住者で、日本
 で生まれた子どもの特別永住許可申請をする場
 合は、出生後 60 日以内に戸籍住民課住民記録
 係へ申し出てください。この場合は出生届受理
 証明書が必要です。

■ すくすく赤ちゃん訪問

各保健センター

せいご げつ ない あか かてい ほうもん
 生後 4 か月以内の赤ちゃんのいるご家庭を訪問
 しどういん じよさんし ほけんしどう ほうもん
 指導員（助産師・保健師等）が訪問します。お子
 さんの発育（体重測定）、健康状態等の確認をしな
 がらお母さんの健康や子育ての相談をお受けしま
 す。また、新宿区の子育て支援事業のご案内もし
 ますのでご相談ください（無料）。母子健康手帳に
 てんぶ ほう たいじゅうそくてい あか ほうもんれんらくひょう しゅう
 添付してある「すくすく赤ちゃん訪問連絡票」（出
 生通知票）」を赤ちゃんが生まれたらすぐにお送り
 ください。

■ 産前産後育児支援家庭訪問

子ども総合センター

さんぜんさんご かじ いくじ てつた ひつよう ばあい
 産前産後に、家事や育児の手伝いが必要な場合、
 さんぜんさんご しえん はけん
 産前産後支援ヘルパーを派遣します。

○対象

く ないざいじゅう にんぶ さい みまんじ よういく かた
 区内在住の妊婦と 1 歳未満児を養育している方

○利用時間

9:00～18:00（土・日・祝休日・年末年始
 を除く）のうち、1 回 2・3・4 時間

○利用できる時間数

さんぜん じかん さんご じかん ごうけい じかん
 産前 10 時間、産後 30 時間の合計 40 時間。
 たたいじ かてい さんぜん じかん さんご じかん ごう
 多胎児の家庭は産前 15 時間、産後 45 時間の合
 計 60 時間。

※ 産前みの利用は 40 時間（多胎児の家庭は
 60 時間）まで

※ 産後みの利用は 30 時間（多胎児の家庭は
 45 時間）まで

○利用料

1 時間 1,000 円（減免制度があります）

○利用の方法

子ども総合センター（☎03-3232-0675）に
 お申し込みください。

■ 離乳食講習会

各保健センター

せいご げつごころ こども ほごしゃ たいしゅう
 生後 5～6 か月頃の子どもの持つ保護者を対象
 に離乳食の進め方（調理実演、試食あり）と事故
 防止について、お話しします。対象者には案内状
 をお送りします。

ちよくせつかいじょう ほけん でんわ よやく
 直接会場の保健センターに電話で予約してくだ
 さい。

■ 1 歳児食事講習会

各保健センター

1 歳～1 歳 6 か月の子どもの持つ保護者を対象
 に離乳完了期の食事やおやつについて、お話しし
 ます。

「はじめて歯科相談」の通知に記載されている日
 に受けてください。

■ 歯科衛生相談

各保健センター

1歳児と2歳児それぞれを対象に、歯科医師と
歯科衛生士による相談を行っています。
対象者には、個別に通知をお送りします。

■ 乳幼児の健康相談

各保健センター

乳幼児の心や体の健康、発達、育児、栄養、歯
のことなどについて、保健師、栄養士、歯科衛生
士などが相談に応じます。

子育て支援サービス

■ 乳幼児健康診査

各保健センター

乳幼児を対象に、指定された月齢に無料で身体
計測や診察などを行っています。これらは担当の
保健センターから個別に通知されます。見落とさ
ないようにしましょう。

● 3～4か月児健診

実施場所：保健センター

通知：個別に通知

内容：計測、診察、集団指導、個別相談

● 6～7か月児健診・9～10か月児健診

実施場所：都内委託医療機関

通知：3～4か月児健診時に受診票を交付

内容：計測、診察

● 1歳6か月児健診

実施場所：区内委託医療機関

通知：個別に受診票を送付

内容：計測、診察

● 1歳6か月児歯科健診

実施場所：保健センター

通知：個別に通知

内容：歯科健診、個別相談

● 3歳児健診

実施場所：保健センター

通知：個別に通知

内容：計測、診察、歯科健診、個別相談

※詳しくはお問い合わせください。

■ 予防接種

保健予防課 予防係

予防接種は、赤ちゃん自身が免疫をつくり、病
気を予防するのに役立ちます。

新宿区では、区民を対象に予防接種を実施して
います。年齢や予防接種の種類などにより、実施
時期が異なります。該当する方には予防接種予診
票をお送りしています。

<定期予防接種 (A類) 無料>

● B型肝炎ワクチン

対象者：1歳未満、3回

※母子感染予防対象者として、健康保険によりB
型肝炎ワクチンを受けた子どもは、定期接種の
対象外です。

● ロタウイルス

対象者：2020年8月1日以降生まれで、次

のいずれかに該当する方

① 出生6週0日～24週0日の間に
ある方、2回(1価「ロタリクス」
を接種する場合)

② 出生6週0日～32週0日の間に
ある方、3回(5価「ロタテック」
を接種する場合)

※いずれのワクチンも1回目を出生14週6日ま
でに接種することが推奨されています。

●ヒブワクチン

対象者：生後2か月～5歳未満、1～4回（回数
 数は初回接種開始時期により異なります）

●小児用肺炎球菌ワクチン

対象者：生後2か月～5歳未満、1～4回（回数
 数は初回接種開始時期により異なります）

●DPT-IPV（ジフテリア・百日せき・破傷風・不
 活化ポリオ4種混合）1期

対象者：生後3か月～7歳6か月未満、4回

●BCG（結核）

対象者：1歳未満、1回

●MR（麻しん・風しん混合）1期・2期

対象者：1期→1歳～2歳未満、1回
 2期→5歳～7歳未満で、小学校就学の
 1年前の日（4月1日）から小学校就学
 の前日（3月31日）までの間、1回

●水痘ワクチン

対象者：1歳～3歳未満、2回

●日本脳炎

対象者：1期→生後6か月～7歳6か月未満、
 3回
 2期→9歳～13歳未満、1回

※1995年4月2日～2007年4月1日生まれ
 の方は、20歳になるまでの間に不足回数分を
 無料で接種できます。

※2007年4月2日～2009年10月1日生まれ
 れで、7歳6か月までに1期の接種が完了して
 いない場合は、9歳～13歳未満の間、1期不
 足回数分を無料で接種できます。希望者はお問
 い合わせください。

●DT（ジフテリア・破傷風2種混合）2期

対象者：11歳～13歳未満、1回

定期予防接種(A類)	1 2 3 6 9 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 か か か か か 歳 歳 歳 歳 歳 歳 歳 歳 歳 歳 歳 歳 歳 歳 歳 歳 歳																		
	月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月																		
B型肝炎ワクチン	[接種の対になる年齢] [通知時期]																		
ロタウイルス	[接種の対になる年齢] [通知時期]																		
ヒブワクチン	[接種の対になる年齢] [通知時期]																		
小児用肺炎球菌ワクチン	[接種の対になる年齢] [通知時期]																		
DPT-IPV（ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ4種混合）1期	[接種の対になる年齢] [通知時期]																		
BCG（結核）	[接種の対になる年齢] [通知時期]																		
MR（麻しん・風しん混合）1期	[接種の対になる年齢] [通知時期]																		
MR（麻しん・風しん混合）2期	[接種の対になる年齢] [通知時期]																		
水痘ワクチン	[接種の対になる年齢] [通知時期]																		
日本脳炎 1期	[接種の対になる年齢] [通知時期]																		
日本脳炎 2期	[接種の対になる年齢] [通知時期]																		
DT（ジフテリア・破傷風2種混合）2期	[接種の対になる年齢] [通知時期]																		
子宮頸がん予防ワクチン	[接種の対になる年齢] [通知時期]																		

● 子宮頸がん予防ワクチン

対象者：小学6年生～高校1年生相当年齢の女子、3回

※2021年2月現在、積極的に接種をお勧めしていません。

<任意接種>

次のものがあります。詳しくはお問い合わせください。生活保護受給世帯等の方は、いずれも自己負担額が免除されます。

● おたふくかぜ

対象者：1歳～小学校就学前（6歳になる日以後の最初の3月31日まで）、1回

一部自己負担額あり。

● インフルエンザ

対象者：13歳未満、2回

一部自己負担額あり。

● MR（麻しん・風しん混合）

対象者：2歳～18歳で、定期接種未接種の方（定期接種対象者を除く）、最大2回（未接種回数分）

無料。

■ フッ化物歯面塗布

健康づくり課 健康づくり推進係

3歳～7歳のお子さんを対象に、区内委託歯科医療機関の歯科医師が無料で歯と口の健康チェックとフッ化物塗布を行います。対象の方には、区から直接通知します。

■ 誕生祝い品の支給

子ども家庭課 子ども医療・手当係

子どもの誕生をお祝いして、「誕生祝い品」をお贈りします。

支給対象は、新宿区内に住所があり、新たに子どもを出産し、かつ、その子どもも新宿区に住所

を定めた方です。

対象となる方へは、区からお知らせします。

■ 子どもの医療費助成

子ども家庭課 子ども医療・手当係

15歳到達以後の最初の3月31日までの児童で、日本の健康保険に加入している方に申請により医療証を交付しています。

東京都内の医療機関等の窓口で健康保険証と医療証を一緒に提示することで、保険適用分の医療費について自己負担なしで受診できます。また、入院時に食事療養費を支払ったときや、都外の医療機関を受診したときなど、医療費を自己負担した場合は、助成申請してください。

○ 手続き

必要書類を用意し、子ども家庭課子ども医療・手当係または特別出張所で申請してください。

○ 必要書類

- ・申請者名義の振込口座が確認できるもの
- ・子どもの健康保険証の写し

■ 子どもショートステイ

子ども総合センター

● 子どもショートステイとは

18歳未満のお子さんを対象に、次の要件で昼夜を通してお子さんを養育する方がいないときに、区内の児童福祉施設や協力家庭で預かり、養育する制度です。

- ・病気や出産のため入院する
- ・家族の病気の介護をする
- ・事故や災害にあった
- ・育児により疲労している
- ・宿泊を伴う出張をする（年間利用日数制限あり）
- ・そのほか、お子さんを家庭で養育できない事情ができた

- 対象
 区内在住の生後60日～18歳未満の子ども
- 利用できる日数
 7泊以内(1泊は24時間)。日帰り利用はできません。
- お預かりする施設など
 二葉乳児院、区内ショートステイ協力家庭
- 利用料
 1泊(24時間)3,000円(保護者の方の所得により減免制度があります)
- 利用の方法
 子ども総合センター(☎03-3232-0675)にお申し込みください。

■トワイライトステイ

☎子ども総合センター

夜間、子どもを養育できないときに、区内協力家庭で最大5時間預かる制度です。

- 対象
 区内在住の生後6か月～18歳未満の子ども
- 利用できる時間・回数
 原則17:00～22:00のうち5時間。年12回
- 利用料
 1回2,000円(保護者の所得により減免制度があります)
- 利用の要件・方法
 子ども総合センター(☎03-3232-0675)にお問い合わせください。

■児童手当

☎子ども家庭課 子ども医療・手当係

15歳到達以後の最初の3月31日までの児童を養育している方に手当が支給されます。所得により支給額が変わる場合があります。

- 注意点
 支給するためには申請が必要です。申請が遅れると支給開始が遅れる場合があります。申請にあたり、申請書以外にも書類の提出をお願いすることがあります。

■児童育成手当

☎子ども家庭課 育成支援係

児童育成手当には二つの手当があり、申請により支給されます。いずれの手当も所得制限があります。

●育成手当

18歳到達以後の最初の3月31日までの児童で、次のいずれかの状態にある児童を扶養している方

- ・父母が離婚した児童
- ・父または母が死亡した児童
- ・父または母に重度の障害(身体障害者手帳1～2級程度)のある児童
- ・父または母が生死不明である児童
- ・父または母に引き続き1年以上遺棄されている児童
- ・父または母が裁判所からDV保護命令を受けた児童
- ・父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ・婚姻によらないで出生し、子の父(父子家庭の場合は母)に扶養されていない児童

○支給額

児童1人につき月額13,500円

●障害手当

次のいずれかに該当する20歳未満の児童を扶養している方

- ・「愛の手帳」の1・2・3度程度
- ・「身体障害者手帳」の1・2級程度

- ・ 脳性麻ひまたは進行性筋萎縮症
- 支給額
 児童1人につき月額 15,500円

■児童扶養手当

子ども家庭課 育成支援係

18歳到達以後の最初の3月31日まで（一定の障害のある場合は20歳未満）の児童で、次のいずれかの状態にある児童を養育している父または母もしくは養育者に対して支給する手当です。手当を受けるためには申請が必要です。また、所得制限があります。

- ・ 父母が離婚した児童
 - ・ 父または母が死亡した児童
 - ・ 父または母に重度の障害（身体障害者手帳1～2級程度）のある児童
 - ・ 父または母が生死不明である児童
 - ・ 父または母に引き続き1年以上遺棄されている児童
 - ・ 父または母が裁判所からDV保護命令を受けた児童
 - ・ 父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
 - ・ 婚姻によらないで出生し、子の父（父子家庭の場合）は母に扶養されていない児童
- ※ 児童が国外で生活している場合は受給できません。

- 支給額（2020年8月現在）
- ・ 児童1人の場合
 全部支給 月額 43,160円
 一部支給 所得に応じて月額 10,180円～43,150円
- ・ 児童2人目の加算額
 全部支給 月額 10,190円
 一部支給 所得に応じて月額 5,100円～10,180円

- ・ 児童3人目以降の加算額
 全部支給 月額 6,110円
 一部支給 所得に応じて月額 3,060円～6,100円

■特別児童扶養手当

子ども家庭課 育成支援係

下記程度の障害のある20歳未満の子どもを養育している方に支給する手当です。手当を受けるためには申請が必要です。また、所得制限があります。

- ・ 知的障害児で「愛の手帳」1～3度程度（重度・中度）
- ・ 身体障害児で「身体障害者手帳」1・2・3級、4級（一部）程度（重度・中度）
- ・ 日常生活に著しい制限を受ける疾病、精神障害で病状が上記と同程度の場合

- 支給額（2020年8月現在）
 障害児1人につき月額
 1級（重度）52,500円
 2級（中度）34,970円

■ファミリーサポート事業

社会福祉法人 新宿区社会福祉協議会
 新宿区ファミリー・サポート・センター
 新宿区高田馬場 1-17-20
 03-5273-3545

- 通常の預かり
 区民による会員制の相互援助活動により、地域の中での子育てを支援しています。子育ての援助を受けたい方（利用会員）と子育ての援助をした方（提供会員）ともに登録が必要です。

- 対象
 区内在住・在勤・在学で、生後43日～18歳の児童の保護者

○相互援助活動の内容

- ・ 保育園、子ども園、幼稚園、小学校、児童クラブ等の保育施設の開始時間まで児童を預かること
- ・ 保育施設等の終了時間後、児童を預かること
- ・ 保育施設等までの送迎を行うこと
- ・ 保育施設等の休業日に児童を預かること
- ・ その他会員の子育ての援助に必要な活動

○利用時間

6:00～22:00

○利用料金

7:00～19:00 1時間 800円
 上記以外の時間帯、年末年始は1時間 900円

○利用方法

- ①ファミリー・サポート・センターへ登録手続き(要予約)をし、利用申込みをする。
- ②提供会員を紹介してもらい、事前打合せをする。
- ③サポートをお願いする。

●病児・病後児預かり

児童が病気のときや、病気の回復期にあり、保育施設などに預けることができないときに、提供会員が利用会員が提供会員の自宅で預かります。

○対象

区内在住で1歳～小学6年生の会員登録している児童の保護者

○利用時間

8:00～18:30 (土・日・祝休日・年末年始を除く)

○利用料金

1時間 1,000円

※事前に医師の診断が必要です。病状によっては利用できない場合があります。

○利用方法についてはお問い合わせください。

■地域子育て支援センター

乳幼児とその保護者が自由に利用できる親子の遊び場、つどいの場所です。利用料は不要です。開館日・時間などについてはお問い合わせくだ

さい。

●地域子育て支援センター二葉

新宿区南元町 4

03-5363-2170

交通：JR信濃町駅から徒歩 8分、JR四ツ谷駅から徒歩 13分

●地域子育て支援センター原町みゆき

新宿区原町 2-43

03-3356-2663

交通：都営大江戸線牛込柳町駅から徒歩 2分

■ゆったりーの

親と子を対象にした会員制の施設です。詳細はお問い合わせください。

新宿区北山伏町 2-17 北山伏児童館 1階

03-5228-4377

交通：東京メトロ…東西線神楽坂駅から徒歩 10分

都営地下鉄…大江戸線牛込神楽坂駅または牛込柳町駅から徒歩 10分

都バス…飯 62・橋 63 系統「山伏町」から徒歩 5分。白 61 系統「牛込柳町駅」

から徒歩 10分

■子ども総合センター・子ども家庭支援センター

子ども総合センターは、障害児への対応を含め、総合的に子育てをサポートしています。子ども家庭支援センターや児童館としての機能を持つほか、児童クラブや、放課後などに障害児に活動の場を提供するサービスがあります。

子ども家庭支援センターは、児童館としての機能を持つほか、地域の子育て家庭をサポートします。

●子どもと家庭の総合相談

子育ての不安や悩み、困っていることやわからないことなど、ご相談ください。センターのスタッフが一緒に考え、アドバイスします。また、必要に応じて専門機関の紹介などもします。

●子どもの預かりサービス等

○産前産後育児支援家庭訪問 (3ページ参照)

○子どもショートステイ (6ページ参照)

○トワイライトステイ (7ページ参照)

○ひろば型一時保育

短時間乳幼児を預かる制度です。子ども総合センター・榎町子ども家庭支援センター・中落合子ども家庭支援センターで実施しています。

○子育て訪問相談

経験豊かな相談員が訪問し、子育て相談を受けたり、遊びの紹介、食事の進め方、その他子育てに関する情報提供等を行います。子ども総合センターにお申し込みください。

○家庭訪問型子育てボランティア推進事業 (ホームスタート)

育児 (0歳～6歳) について悩みを持つ保護者の家庭を訪問します。

●親と子のひろば

・開館時間中いつでも自由に来館して、一日中遊べるように施設を開放しています。

・乳幼児を持つ保護者の方の交流や仲間づくりを兼ねた行事、子育て支援講座も開催しています。

●子どもの虐待防止に向けて

虐待かな?と心配に思ったら、子ども総合センターか、子ども家庭支援センターに連絡してください。地域や関係機関、東京都児童相談センターと連携して問題の解決を図ります。

●発達相談・サービス利用相談

子どもの発達への不安や関連サービスの利用等について相談を受けます。また、専門的な支援等

を行うサービスや、発達に不安のある子どもを預かる障害幼児一時保育サービスもあります (子ども総合センター)。

☞ 子ども総合センター

🏠 新宿区新宿 7-3-29

☎ 03-3232-0675

☞ 中落合子ども家庭支援センター

🏠 新宿区中落合 2-7-24

☎ 03-3952-7752

☞ 榎町子ども家庭支援センター

🏠 新宿区榎町 36

☎ 03-3269-7345

☞ 信濃町子ども家庭支援センター

🏠 新宿区信濃町 20

☎ 03-3357-6855

☞ 北新宿子ども家庭支援センター

🏠 新宿区北新宿 3-20-2

☎ 03-3362-4152

こそだ 子育てセミナー

■外国にルーツをもつ子どものための 高校進学ガイダンス

☞ 公益財団法人 新宿未来創造財団 地域交流課

☎ 03-3232-5121

FAX 03-3209-1833

主に、区内在住・在学の外国人生徒とその保護者に向けた、日本の高校進学についての説明・相談会です。公立・私立各高校についての説明のほか、進路の概要説明をしています。通訳付きです。実施時期など詳細はお問い合わせください。

外国人のための「親子日本語教室」

公益財団法人 新宿未来創造財団 地域交流課

☎ 03-3232-5121

FAX 03-3209-1833

日本語がわからない親子に、ていねいに日本語を教えます。

1 学期 (5月～7月)、2 学期 (9月～11月)、3 学期 (1月～3月) の3回開催予定。

詳しくはお問い合わせください。

新宿虹の会との共同実施。

子育て講座・幼児サークル

児童館

子育てに関する講座や乳幼児のお子さんの仲間づくりのためのサークルを行っています。詳しくは、お近くの児童館へお問い合わせください。

保育園等

認可保育園等に入園する

保育課 入園・認定係 (区立・私立保育園等とも)

認可保育園等は、保護者が仕事や病気などで、お子さんの保育を必要とする場合に、保護者が代わってお子さんを預かり保育することを目的とする児童福祉施設です。

対象年齢は園により異なりますが、早くて生後43日から小学校入学前までです。保育料は、必要な保育時間、保護者の住民税額とお子さんの年齢で決まります。

申込みは、区立・私立の認可保育園等とも保育課窓口で受け付けます。

4月からの入園に関しては、前年の11月上旬から12月上旬の間に申込みを受け付けます。

毎月の入園については、前月の10日頃が締切りになりますが、希望者が多いため、すぐに入園できるとは限りません。詳しくはお問い合わせください。

認可保育園等への入園後、日本語によるコミュニケーションが難しい子どもや保護者への支援を、必要に応じて行っています。必要な場合は、入園した園にご相談ください。

子ども園

子ども園に入園する

保育課 入園・認定係 (区立・私立子ども園とも)

子ども園は幼稚園と認可保育園の機能を併せ持ち、小学校入学前のお子さんを対象に子どもの発達と成長を見据えた保育・教育を行う施設です。

子ども園の幼稚園機能の利用を希望する場合は、直接子ども園で申込みを受け付けます。

子ども園の保育園機能の利用を希望する場合は、認可保育園と同様に保育課の窓口で受け付けます。

保育料は、お子さんの年齢、保護者の住民税額、必要な保育時間によって異なります。詳しくはお問い合わせください。

子ども園への入園後、日本語によるコミュニケーションが難しい子どもや保護者への支援を、必要に応じて行っています。必要な場合は、入園した園にご相談ください。

幼稚園

区立幼稚園に入園する

がっこうえい か ようち えんがかり
学校運営課 幼稚園係

☎ 03-5273-3103

しょうがっこうにゅうがくまえ さい ようじ たいしやう きやう
小学校入学前の3～5歳の幼児を対象にした教
育施設として、区立と私立の幼稚園があります。

くりつやうちえん さいじ ようちえん
区立幼稚園は、3～5歳児クラスの幼稚園です。

ほごしゃ くない じゅうみんどうろく ようじ たい
保護者ととともに区内に住民登録のある幼児が対
象となります。

にゅうえんりやう ほいくりやう むりやう
入園料と保育料は無料です。

にゅうえん もしこ かくやうちえん う っ
入園の申込みは、各幼稚園で受け付けます。

しやうさい と あ
詳細については、お問い合わせください。

私立幼稚園に入園する

がっこうえい か ようち えんがかり
学校運営課 幼稚園係

☎ 03-5273-3103

くない じゅうみんどうろく しりつやうちえんとう くない
区内に住民登録があり、私立幼稚園等（区内・
区外を問わず）に入園する園児の保護者に、保育
料などの補助を実施しています。ただし、補助内
容は、通う幼稚園や住民税額により異なります。

しやうさい がっこうえい か と あ
詳細については、学校運営課にお問い合わせく

ださい。

小学校・中学校

区立小・中学校に入学する

がっこうえい か がっこうえいし えんがかり
学校運営課 学校運営支援係

入学するには

にほん しょうがっこう ねんかん ちゅうがっこう ねんかん けい
日本では、小学校6年間、中学校3年間の計9
ねんかん ねんれい まん さい さい ぎ むきやういく
年間、年齢では満6歳～15歳が義務教育とされ
ています。

がいこくせきじどう せいと しゅうがくぎむ
外国籍児童・生徒には就学義務はありませんが、
しゅうがく にゅうがく きぼう ばあい しんせい みと
就学（入学）を希望する場合は、申請により認め
られます。お子さんと保護者の方の在留カード等
をお持ちのうえ、ご相談ください。

教育費は

くりつしょう ちゅうがっこう ひやう にゅうがくきん じゅぎやうりやう
区立小・中学校でかかる費用は入学金、授業料、
きょうかじやだい むりやう ほごしゃ ふたん
教科書代など無料です。保護者の負担となるのは、
がくやうひん きやうしよくひ えんそく しゅうがくりやうひやう
学用品と給食費、遠足、修学旅行費用などですが、
しはら こんなん かてい しょとくきじゆん きやういくひ
支払いが困難な家庭には、所得基準により教育費
を補助する制度があります。

た しやうさい きやういく いんかいがっこうえい か がっこうえん
その他の詳細は、教育委員会学校運営課学校運
営支援係にお問い合わせください。

日本の教育制度とは

にほん きやういく しょうがっこう ねんかん ちゅうがっこう ねん
日本の教育は、小学校6年間、中学校3年
かん こうとうがっこう ねんかん だいがく ねんかん きほん
間、高等学校3年間、大学4年間が基本です。
このうち小学校と中学校は、義務教育となっ
ています。外国籍の方には就学の義務はあり
ませんが、区内の小学校、中学校への入学や
へんにゅう かのう
編入が可能です。

こうとうがっこう だいがく げんそく きぼうしや へう
高等学校と大学は、原則として希望者が入
がくしけん う にゅうがく
学試験を受けて入学します。

にほん しょうがっこうにゅうがくまえ こ
このほかに、日本には、小学校入学前の子

どもを対象にした幼稚園や保育園、さらに、
ちゅうがっこう こうとうがっこう そつぎやうしや おも たいしやう
中学校・高等学校の卒業者を主な対象として
とくべつ ぎじゆつ しょくぎやう おし もくてき
特別な技術や職業などを教えることを目的と
した専修学校や各種学校もあります。障害者
を対象にして特別支援を行う学校もあります。

また、学校は、国立、都県市区町村立（公立）、
しりつ しゅるい わ
私立の3種類に分かれています。

がっこう こくりつ とげんく しやうそんりつ こうりつ
各学年は、4月から始まり翌年3月に終わ
ります。

■特別な支援を必要とするお子さんに

教育支援課 特別支援教育係

心身に障害等があり、特別な配慮が必要な子どもの就学や転学について、専門的な立場から相談を受けています。

区内には、発達障害の子どものためにまなびの教室（特別支援教室）が、知的障害の子どものために特別支援学級が、肢体不自由の子どものために区立新宿養護学校があります。

また、都立の特別支援学校への就学や転学の相談にも応じています。

義務教育以降の教育

■日本の高等学校、大学（私費留学生の場合）に入るには

日本の公立または私立の高等学校に入学するための受験資格は、①年齢が入学しようとする年の4月1日までに15歳に達していること ②外国で9年間の学校教育を終了しているか日本の中学校を卒業または卒業見込みであることが必要です。

日本の大学は、原則として小学校から高等学校まで12年間教育を受け、18歳になっていないと入学できません。外国籍の方も同じですが、国によって就学年数が足りない場合があります。

受験について詳しくは、独立行政法人日本学生支援機構のホームページをご覧ください。

<http://www.jasso.go.jp/>

■外国人留学生学習奨励費

多文化共生推進課 多文化共生推進係

区内の大学院、大学、短期大学、または専修学校に1年以上在学し、区内に居住している留学生で、一定の要件を満たす方に、奨励金（年額24万円）を支給します。

児童館・児童コーナー・

学童クラブ

児童館・児童コーナー

子ども総合センター・子ども家庭支援センター・児童館

区内には各地域に児童館が設置され、地域の子どもたちに健全な遊び場の提供、仲間づくり、行事、相談などを行っています（14ページの表参照）。

また、幼児サークルや保護者の方への子育てに関する情報の提供や相談を行っています。親子のつどいの場としても利用できます。

学童クラブ

各学童クラブ

区内には、次の学童クラブがあります。

信濃町学童クラブ、本塩町学童クラブ、四谷第六小学校内学童クラブ、北山伏学童クラブ、細工町学童クラブ、東五軒町学童クラブ、榎町学童クラブ、薬王寺学童クラブ、早稲田南町学童クラブ、つるまきしょうがっこう内学童クラブ、富久小学校内学童クラブ、富久町学童クラブ、東戸山小学校内学童クラブ、大久保小学校内学童クラブ、子ども総合センター内学童クラブ、戸山小学校内学童クラブ、百人町学童クラブ、高田馬場第一学童クラブ、高田馬場第二学童クラブ、戸塚第二小学校内学童クラブ、落合第一小学校内学童クラブ、落合第四小学校内学童クラブ、上落合学童クラブ、中井学童クラブ、西落合学童クラブ、北新宿第一学童クラブ、北新宿第二学童クラブ、西新宿学童クラブ

○対象

区内在住で、保護者の就労や疾病等の理由から、学童クラブの利用時間に家庭で継続的な保護が受けられない小学生で集団生活が可能なお子

○利用方法

利用申請書に保護者の就労等を証明する書類

(申請書配布時にお渡しします) を添えて、学童クラブに申し込んでください。

利用料：月額 6,000 円 (生活保護を受けている方、住民税非課税世帯の方は、申請により免除される制度があります)

延長利用料：1 か月 2,000 円または 1 回 200 円

※延長利用には、別途申請が必要です。

※学校休業期間 (夏休み・冬休み・春休み) のみの利用や土曜日のみ利用もできます。

○利用時間

・月～金曜日 (祝休日を除く) の放課後～ 18:00、延長利用 18:00～ 19:00

・土曜日 (祝休日を除く) と学校長期休業期間の月～金曜日の 9:00～ 18:00、延長利用 8:00～ 9:00、18:00～ 19:00

※ 12 月 29 日～ 1 月 3 日は休みです。

●児童館の開館時間など

かいかん び とう 開館日等	ほんしおらう じ どうかん きたやまぶし じ どうかん 本塩町児童館、北山伏児童館、なかまち じ どうかん ひがし ごけんちやう じ どうかん 館、中町児童館、東五軒児童館、わ せ だ みなちやう じ どうかん 児童館、早稲田南町児童館、とみさちやう じ どうかん ひやくにんちやう じ どうかん 館、富久町児童館、百人町児童館、たかだの ば ば だ い ち じ どうかん 児童館、高田馬場第一児童館、かみおちあい じ どうかん なかい じ どうかん 館、上落合児童館、中井児童館、きたしんじゅく だ い ち じ どうかん 児童館、北新宿第一児童館、にしんじゅく じ どうかん 西新宿児童館	こ ども 総 合 セ ン タ ー 児童コーナー	しなの まち こ ども 家 庭 支 援 セ ン タ ー 児 童 コ ー ナ ー、 榎 町 子 ども 家 庭 支 援 セ ン タ ー 児 童 コ ー ナ ー、 中 落 合 子 ども 家 庭 支 援 セ ン タ ー 児 童 コ ー ナ ー、 北 新 宿 子 ども 家 庭 支 援 セ ン タ ー 児 童 コ ー ナ ー	やくおう じ じ どうかん 薬王寺児童館、たかだの ば ば だ い に じ どうかん 高田馬場第二児童館、にしおちあい じ どうかん 西落合児童館
かいかん 開館 時間	げつ きんよう び 月～金曜日	9:00～ 18:00	9:30～ 18:00 ちゅうがくせい い じ じ ょう 中学生以上は 19:00 まで	9:30～ 18:00
	ど にちやう び しゅく 土・日曜日・祝 休 日	9:00～ 18:00		9:30～ 18:00
	がっこうちやう き きやうぎやう き 学校長期休業期 間 げつ きんよう び の月～金曜日	9:00～ 18:00	9:00～ 18:00 ちゅうがくせい い じ じ ょう 中学生以上は 19:00 まで	9:00～ 18:00
きやうかん び 休館日	が づつ にち 12 月 29 日～ 1 月 3 日			
おも りやうたいしやう 主な利用対象	く ないざいじやう ざいがく ざいぎん さいみまん じ どうおよ ぼ ごしや 区内在住・在学・在勤で 18 歳未満の児童及びその保護者			
りやうほうほう 利用方法	ぼ ごしや りやうしんせいしよ きにやう かくかん ていしゅつ りやうしやう ほんこう 保護者が利用申請書を記入し、各館に提出してください。利用証を発行します。			

がっこう にほんご がくしゅう
学校での日本語学習

にほんご しどう
日本語サポート指導

きょういく し えん か きょういくかつかどう し えんがかり
教育支援課 教育活動支援係

日本の幼稚園、小・中学校に編入学してきた日本語がわからない子どもに、母語を話すことのできる指導員が、日本語と日本の学校生活に適應するための指導をしています。指導には、教育センター及び分室 (区立牛込仲之小学校内) に通う「教育センター及び分室における日本語サポート指導」と、指導員を学校に派遣する「幼稚園・学校における日本語サポート指導」があります。

「教育センター及び分室における日本語サポート指導」では、30 時間の集中指導を行います。原則

かんこくご ちゅうごくご そうだん た げん
 韓国語または中国語ですが、相談によって他の言
 語にも対応しています。

「幼稚園・学校における日本語サポート指導」で
 は、幼稚園児に50時間、小学1・2年生に50
 時間、小学3～6年生及び中学生に70時間の指
 導を行っています。また、小・中学校に進学時に
 延長指導をすることもあります。

指導員は、日本語の指導のほかに学校と家庭の
 連絡などの相談にも応じます。

これまで、多くの子どもたちが、日本語サポー
 ト指導を受けることで日本語を習得し、楽しく学
 校生活を送っています。

日本語学習支援

教育支援課 教育活動支援係

日本語による日常会話がある程度理解でき、日
 本語での個別の学習支援を希望する小・中学生に
 ついては、放課後等に各学校へ日本語学習支援員
 を週2日程度派遣しており、日本語による教科指
 導と必要な日本語学習指導を受けることができま
 す。

1回2時間を基本とし、70回(140時間)ま
 です。中学3年生については、すでに日本語学
 習支援を終了した場合も、進学対策として、再度
 支援を受けることができます。

地域での日本語学習

公益財団法人 新宿未来創造財団 地域交流課

☎ 03-3232-5121

FAX 03-3209-1833

新宿区日本語教室

入門初級者で16歳以上の方を対象に区内各地
 で開催しています。

まずはあいさつから始めてみましょう！

あ きがあれば学期の途中からでも参加できます。
 詳しくはお問い合わせください。

日 時：月～金曜日の9：30～11：30

18：30～20：30(月・木曜日のみ)

1学期／4～7月、2学期／9～12
 月、3学期／1～3月

参加料：週1回クラス

1・2学期 2,000円

3学期 1,500円

週2回クラス

1・2学期 4,000円

3学期 3,000円

詳しくは新宿区外国人向け生活情報ホームページ

☎ http://www.foreign.city.shinjuku.lg.jp/jp/manabu/manabu_1/

をご覧ください。

ボランティア日本語教室

ボランティア団体などが区内各地で日本語教室を
 開催しています。曜日やレベル(初～上級)は会場
 により様々です。詳しくはお問い合わせください。

各教室については、新宿未来創造財団ホームペー
 ジ「新宿区にあるボランティア日本語教室」

☎ <https://www.regasu-shinjuku.or.jp/?p=145964>
 をご覧ください。

夜の子ども日本語教室

小学4年生～中学3年生を対象に日本語と教科
 学習の支援を行っています。詳しくはお問い合わ
 せください。

日 時：火・木曜日 小学生 17：45～19：00

中学生 19：00～21：00

土曜日(中学2・3年生)

17：30～20：30

会 場：区立教育センター

参加費：無料

外国語で対応できる相談窓口

★新宿区外国人相談窓口	生活全般	英語	☎ 03-5272-5060
		中国語 (月～金)	☎ 03-5272-5070
		韓国語	☎ 03-5272-5080
●しんじゅく多文化共生プラザ	生活全般	韓国語 (午後のみ)	☎ (月)
		中国語・タイ語・ネパール語	☎ (火)
		英語 (第2・4水曜日を除く)	☎ (水)
		ミャンマー語・中国語	☎ (木)
		韓国語	☎ (金)
●外国人総合相談支援センター	入国・在留手続き・生活相談	英語、中国語、	☎ 03-3202-5535
		スペイン語、ポルトガル語	☎ 03-5155-4039
		フィリピン語、ベトナム語、インドネシア語	
●外国人在留支援センター (FRESC)	生活全般	英語・中国語など	☎ (月～金) 0570-011000
●外国人在留総合インフォメーションセンター	在留相談	英語、スペイン語、中国語、韓国語など	☎ (月～金) 0570-013904
			☎ 03-5796-7112
●東京都外国人相談	生活全般	英語	☎ (月～金) 03-5320-7744
		中国語	☎ (火・金) 03-5320-7766
		韓国語	☎ (水) 03-5320-7700
●警視庁総合相談センター	犯罪に絡む相談	英語、中国語、韓国語など	☎ (月～金) 03-3501-0110
			☎ # 9110
●警視庁外国人困りごと相談	犯罪に絡む相談	英語、中国語など	☎ (月～金) 03-3503-8484
●東京法務局外国人のための人権相談	人権相談	英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語など	☎ (月～金) 0570-090911
●新宿外国人雇用支援・指導センター	労働相談、就職・アルバイト斡旋	英語、中国語	☎ (月～金) 03-3204-8609
●外国人労働者相談コーナー	労働相談	英語	☎ (月・木・金)
		中国語	☎ (月・火・木)
		フィリピン語	☎ (月・火・水・金)
		ベトナム語	☎ (月～金) 03-3816-2135
		ネパール語	☎ (火～木)
		カンボジア語	☎ (水)
		モンゴル語	☎ (金)
●東京都労働相談情報センター	労働相談	英語、中国語	☎ (月～金) 03-3265-6110
●東京都保健医療情報センター「ひまわり」	医療機関、医療制度	英語、中国語、	☎ (毎日) 03-5285-8181
		韓国語、タイ語、スペイン語	
●公益財団法人結核予防会	外国人結核電話相談	英語、中国語、韓国語 (第3週のみ)、ベトナム語、ミャンマー語 (午前のみ)、ネパール語 (第2・第4の午前のみ)	☎ (火) 10:00～12:00、13:00～15:00 03-3292-1218～9
●Tokyo English Lifeline	生活相談	英語	☎ (毎日) 03-5774-0992
●日本郵便サービス相談センター	郵便について	英語	☎ (毎日) 0570-046-111
●NTT インフォメーションセンター	電話など	英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語	☎ (毎日) 0120-005-250
●JR East InfoLine	JR 東日本の案内	英語、中国語、韓国語	☎ (毎日) 050-2016-1603

日本語版

発行：新宿区

ホームページ：<http://www.city.shinjuku.lg.jp/>

外国人向け生活情報ホームページ：

<http://www.foreign.city.shinjuku.lg.jp/jp>

刷作成番号：2021-2-2614

編集：新宿区多文化共生推進課

〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1

☎ 03-5273-3504 (直通)

☎ 03-5273-3590

発行日：2021年4月1日

この生活情報紙は、再生紙を利用しています。この印刷物は、業者委託により1,600部印刷製本しています。その経費として、1部あたり96.3円(税込)がかかっています。ただし、編集時の職員人件費は含んでいません。